

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特</p>

定同一世帯所属者1人につき52
万円を加算した金額を超えない世
帯に係る納税義務者（前2号に該
当する者を除く。）
ア～エ 省略

定同一世帯所属者1人につき51
万円を加算した金額を超えない世
帯に係る納税義務者（前2号に該
当する者を除く。）
ア～エ 省略

<p>還付金等を選付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p>
<p>第六条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。</p>	<p>附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年度地方税法第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込まれた元年度地方税法第九條の八第二項及び第五項の納付された額の総額(同年四月及び五月に改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた元年度地方税法第九條の八第二項及び第五項の納付された額の総額)を超過する場合は、当該超過額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に附則第九条の七</p>

第六条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)による改正前の地方税法(以下この項において「旧法」という。)附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第四百四十二条の二の二第七項の表電気供給業の項上欄に掲げる事業を営む者について同項下欄に掲げる用途に係るものに限る。に係る旧令附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の第十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合においては、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和二年三月三十一日に満了したものとみなす。

第七條 新令第四十八條の七第一項において準用する新令第七條の十三の四の規定は、令和二年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三百十四條の二第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

第八條 新令第五十六條の八十八の二第一項及び第三項並びに第五十六條の八十九の規定は、令和二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第九條 新令第五十七條の五の二(第三号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に納入される地方税法第七百四十七條の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

第十條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第二百十條の十中「第七十二條の二十四の七第七項」を「第七十二條の二十四の七第八項」に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正)
第十一条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項及び第三十五條中「第七十二條の十二第一号イ」を「第七十二條の十二第一号」に「同号ロ」を「同条第二号」に改める。
(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十二條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。
第二条の四第二項の表第七條の二第二項の項中「第七條の二第二項」を「第七條の二の二第二項」に改め、同表第七條の二の二第二項、第七條の三第一項、第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七條の二の二第二項」及び「第七條の三第一項を削り、「第七條の三の四第二項」を「第七條の三の四第二項」に改め、同表第四項の表第七條の二第二項の項中「第七條の二第二項」を「第七條の二の二第二項」に改め、同表第七條の二の二第二項、第七條の三第一項及び第二項第二号の項中「第七條の二第二項」及び「第七條の三第一項及び第二項第二号の項中」第七條の二の二第二項」及び「第七條の三第一項」を削り、「第七條の三の四第二項」を「第七條の二の二第二項」に改め、同表第六項の表第四十六條の二第二項の項中「第四十六條の二第二項」を「第四十六條の二の二第二項」に改め、同表第四十六條の二の二第二項、第四十六條の二の三第一項、第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の二の二第二項」及び「第四十六條の二の三第一項」を削り、「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の四第二項」に改める。

第十三條 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。
第三十七條の四の五中「第八項」を「第七項」に改める。
(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第十四條 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第三百三十三号)附則第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第五百五十四号)の一部を次のように改正する。
第八條の二中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。
(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十條及び第十一條中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に改める。
(所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十六條 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三十條のうち地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第五十四号)附則第九條に一項を加える改正規定中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

第三 法第三百四十九条の三第三項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び

装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。)のうち、一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式)の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。)が三百三十万円以上のものとする。

第五十二条の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十項」を「第三百四十九条の三第九項」に改める。

第五十二条の三の二(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十一項」を「第三百四十九条の三第十項」に改める。

第五十二条の三の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十二項」を「第三百四十九条の三第十一項」に改める。

第五十二条の五(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十三項」を「第三百四十九条の三第十二項」に改める。

第五十二条の五の二(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十四項」を「第三百四十九条の三第十三項」に改める。

第五十二条の六(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十五項」を「第三百四十九条の三第十四項」に改める。

第五十二条の八(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十六項」を「第三百四十九条の三第十五項」に改める。

第五十二条の九(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十七項」を「第三百四十九条の三第十六項」に改める。

第五十二条の十の二(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十八項」を「第三百四十九条の三第十七項」に改める。

第五十二条の十の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改める。

第五十二条の十の四(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改める。

第五十二条の十の五(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十一項」を「第三百四十九条の三第二十項」に改める。

第五十二条の十の六(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改める。

第五十二条の十の七(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。

第五十二条の十の八(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十五項」を「第三百四十九条の三第二十四項」に改める。

第五十二条の十の九(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十六項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改める。

第五十二条の十の十(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第三十一項」を「第三百四十九条の第三十項」に改める。

第五十二条の十の十一(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第三十二項」を「第三百四十九条の第三十一項」に改める。

第五十三条の二第二項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第五十四条の十八第二項第四号中「株式会社日本政策金融公庫法」の下に「(平成十九年法律第五十七号)を加える。

第五十四条の二十二号を次のように改める。

二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十四條の三十四第一項第三号中「第三百四十三條第七項」を「第三百四十三條第八項」に改める。

第五十六條の二十九第二号を次のように改める。

二 卸売市場法第四条第一項の規定により農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場において業務を行う同法第二条第四項に規定する卸売業者の卸売の用に供する同条第一項に規定する生鮮食料品等を保管する施設で総務省令で定めるもの

第五十六條の八十八の二第一項中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第三項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第五十六條の八十九第一項中「五十一万円」を「五十二万円」に、「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同条第二項第二号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号八中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第五十七條の二の二第四号を「第七号」に改め、同条の表第五十七條の五の二第四号の項中「第五十七條の五の二第四号」を「第五十七條の五の二第七号」に改める。

第五十七條の二の二第一号中「第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六條の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第五十七條の二の七第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二條の二十四の七第七項」を「第七十二條の二十四の七第八項」に改め、同条第三項中「第三十五條の四の六第三項」を「第三十五條の四の七第三項」に改める。

第五十七條の五の二第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 利子等に係る道府県民税

四 特定配当等に係る道府県民税

五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第五十八條中「同条第五項第十号」を「同条第六項第十号」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に、「附則第三条の二第二項」を「附則第三条の二第四項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における還付加算金の額の計算において、還付加算金特例基準割合が年〇・一パーセント未満の場合には年〇・一パーセントの割合とする。

附則第三条の二の二第二項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第六條の二第二項中「第二十條の二の二十一第一号」を「第二十條の二の二十二第一号」に改め、同条第四項中「第七十二條の二第二項第一号」の下に「又は第三号イ」を加え、同条第五項中「第二十條の二の十九第三項」を「第二十條の二の二十第三項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第九條第二十項」を「附則第九條第十九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第九條第二十一項」を「附則第九條第二十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第九條第二十二項」を「附則第九條第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」を「附則第九條第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第九條第二十三項」を「附則第九條第二十二項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第六條の十一第一項中「百分の〇・六〇」を「百分の〇・五五」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の九の二第二項第一号中(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十五第九項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十五第十項(一)を「から第十二項まで(これらの規定を)」に改める。

第七条の二第二項中「第二十三條第一項第十一号イ又はロ」を「第二十三條第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第七条の二の二の見出しを「ひとり親の範囲」に改め、同条第一項中「妻」を「配偶者」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 (法第七十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年(第七条の三の三から第七条の十五の三までの三までにおいて「前年」という)の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とする。

第七条の三 削除

第七条の十三の四を次のように改める。

(雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算)

第七条の十三の四 法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額(その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額)を基礎として計算するものとする。

一 所得税法第三十八条第二項に規定する資産(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、当該損失を生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定(その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定)を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産 所得税法第六十一条第三項の規定

ロ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて居る建物 同条第二項の規定

ハ 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつて居る建物 所得税法施行令第六百六十九条の二第七項の規定

二 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失を生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三 所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む)を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該損失を生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

第七条の十五の第一号中「第三十四條第八項第一号イ」を「第三十四條第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四條第八項第一号ハ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の二各号中「第三十四條第八項第二号二」を「第三十四條第七項第二号二」に改める。

第七条の十五の三第一項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第二項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第三項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第四項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改める。

第七条の十五の四第二号中「第三十四條第八項第三号」を「第三十四條第七項第三号」に改める。

第七条の十五の五第一号中「第三十四條第八項第一号イ」を「第三十四條第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四條第八項第一号ハ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の八中「第三十四條第八項第一号」を「第三十四條第七項第一号」に改める。

第七条の十五の九第一項中「第三十四條第八項第一号イ」を「第三十四條第七項第一号イ」に改め、同条第二項中「第三十四條第八項第一号ハ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第三十四條第八項第二号二」を「第三十四條第七項第二号二」に改め、同条第四項中「第三十四條第八項第三号ロ」を「第三十四條第七項第三号ロ」に改める。

第七条の十五の十中「第三十四條第七項第三号ロ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改め、同条第二号中「第三十四條第八項第一号イ」を「第三十四條第七項第一号イ」に改め、同条第三号中「第三十四條第八項第一号ハ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の十一中「第三十四條第八項第一号二」を「第三十四條第七項第一号二」に改める。

第七条の十五の十二中「第三十四條第八項第四号」を「第三十四條第七項第四号」に改め、同条第一号中「第三十四條第八項第一号イ」を「第三十四條第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四條第八項第一号ロ」を「第三十四條第七項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第三十四條第八項第一号ハ」を「第三十四條第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の十三中「第三十四條第八項第四号ハ」を「第三十四條第七項第四号ハ」に改める。

第七条の十五の十四中「第三十四條第八項第六号ロ」を「第三十四條第七項第六号ロ」に改め、同条第三号中「第三十四條第八項第一号」を「第三十四條第七項第一号」に改める。

第七条の十六中「第三十四條第十一項」を「第三十四條第十項」に改める。